

## URL届出添付資料

必要な添付資料は、プロバイダ等からのドメイン割当通知書等の写し、または、インターネットでドメイン取得サイトにある「ドメイン検索」「WHOIS検索」を実施し、検索結果の画面を印字したものになります。

いずれも、「ご自身の名前、法人名、法人の代表者名」等が当該ドメインに登録されていることが確認できる内容のものであります。

ドメインの登録者名がご本人と異なる場合は、登録者から使用承諾を受けていることを明らかにするため、URL使用承諾書を添付してください。

### プロバイダ等からのドメイン割当通知書について

ホームページには、それぞれ、固有のアドレスがありますが、「https://www.〇〇〇.jp」等の〇印の部分をもドメインと言い、通常はプロバイダやドメイン取得サイトを通じて、ドメインを取得します。

またオークションサイトに出店する場合、サイトの運営会社から、そのオークションサイトのアドレス「https://www.〇〇〇.jp」等の後に続く形でURLの割当を受けます。

URLの届出に際しては、そのドメイン等が誰の登録か、古物営業許可者自身が使用権限のあるものかを明らかにするため、URLの使用権限が確認できる資料が必要になります。

### プロバイダ等から郵送・ファックスで送付された書面等

「登録者名」、「ドメイン」、「発言元（プロバイダ名）」の3点が記載されているのが通常です。

この3点が確認できれば書面の名称は問いません。

なお、メールでのやり取りと、ネットで取得した際の画面印字をあわせて、疎明資料とする場合もあります。

### 「ドメイン検索」「WHOIS検索」の結果をプリントアウトしたもの

ドメイン取得サービスを行っているサイトでは、そのドメインが既に登録済か否か、登録者が誰であるかを検索できる「ドメイン検索」「WHOIS検索」（ドメイン取得サイトのドメイン情報や管理画面とは異なるのでご注意ください。）があります。

この検索機能で、届け出るURLのドメインを検索し、その検索結果に、ご自身の名前や名称があれば、その画面をプリントアウトして提出してください。

### 届出後の手続き

インターネット上にホームページを開設して古物取引を行う場合（特定古物商）は、古物商等が古物営業の許可を受けているものであるかを利用者に容易に識別させるため及び無許可営業者を排除するために、ホームページのトップページに

- ・古物商の氏名又は法人名称
- ・許可をした公安委員会の名称
- ・許可証の番号

の3点を表示させてください。（URLを変更したり、用いなくなった場合も、届出が必要です。）

表示が確認できれば、許可番号、届出URL、届出者名を広島県公安委員会のホームページで公表します。

#### **【表示例】**

広島〇〇 又は 株式会社〇×△

広島県公安委員会

古物商許可 第 7300000000000 号